

弊社 簡易ガス事業における 一部のお客様への料金の誤請求について

弊社は、原料費調整制度を適用させていただいている簡易ガス事業において、一部のお客様のガス料金を誤って算定し、過大に請求していたことが判明したため、対象となるお客様に正規のガス料金との差額を返金させていただきます。

弊社といたしましては、今回の誤請求で該当するお客様に多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことが起こらぬよう再発防止に万全を期してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象となるお客様と正規のガス料金との差額

1) 対象となるお客様

平成21年10月分から平成22年6月分までの期間においてガス料金の請求をさせていただいた一部のお客様

2) ご返金をさせていただくお客様の件数 8,530件

3) 正規のガス料金との差額総額

17,801円 [標準的なご使用量のお客様へのご返金額は1円～3円となります。]

2. 経緯

弊社の簡易ガス事業では原料費調整制度により、輸入原料価格の変動に応じて毎月のガス料金の従量料金単価を調整しておりますが、平成21年10月から平成22年6月までのガス料金の従量料金単価算定における端数処理に誤りがあり、ガス使用量1m³あたりの従量料金単価を正規の単価よりも0.01円(税込)高く設定したことから今回の誤請求が生じました。

3. 対象となるお客様への対応

1) お客様へのお知らせ

対象となるお客様へは、弊社社員が個別に訪問し、このたびの事情説明並びにお詫びを申し上げますとともに、正規の従量料金単価で再計算したご返金額明細のご案内をさせていただきます。

2) お客様へのご返金の取扱い

ご返金対象のお客様には、そのご返金額を平成22年12月分ガス料金から差し引き、ご清算とご返金をさせていただきます。

以上

弊社連絡先

事業所 株式会社 ザ・トーカイ
電 話 054(273)4813